

## 法科大学院生への経済的支援について

### 1. (独) 日本学生支援機構による奨学金

#### (1) 無利子奨学金

- ① 学力基準：大学及び大学院の成績が特に優れた学生（大学の推薦による）
- ② 家計基準：本人の収入金額合計（配偶者の収入を含む）が389万円以下（目安）
- ③ 平均貸与額：年間100万円【月5・8.8万円から学生が選択】
- ④ 返還期間：最長20年間
  - ・ 成績優秀者には返還免除制度（貸与終了者のうち、100分の30が対象。そのうち上位1/3は全額免除。以外の2/3は半額免除）……平成24年度実績：530人（法科大学院生）
  - ・ 卒業後低収入（給与所得の場合300万円以下）の場合は返還期限を猶予（平成26年度から制限年数を5年から10年へ延長）
- ⑤ 平成24年度貸与人員：3,190人（法科大学院生（8,396人）の約38%）

#### (2) 有利子奨学金

（在学中は無利子、返還中は低利子（平成26年3月貸与終了者：年0.82%（固定金利）、年0.20%（変動金利）。上限年3%））

- ① 学力基準：学修意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがある学生（大学の推薦による）
- ② 家計基準：本人の収入金額合計（配偶者の収入を含む）が536万円以下（目安）
- ③ 平均貸与額：年間160万円【月額5・8・10・13・15・19・22万円から学生が選択】  
（注）19万円又は22万円を選択できるのは法科大学院生のみ。
- ④ 返還期間：最長20年間
  - ・ 卒業後低収入（給与所得の場合300万円以下）の場合は返還期限を猶予（平成26年度から制限年数を5年から10年へ延長）
- ⑤ 平成24年度貸与人員：1,550人（法科大学院生の約18%）
- ⑥ 入学時特別増額貸与奨学金：入学直後の貸与月額に増額可能  
【10・20・30・40・50万円から学生が選択】

※ (1) 及び (2) については、貸与基準を満たす希望者全員に貸与している。

## 2. 授業料減免

### ○ 平成 26 年度支援規模

- ・ 国立大学は学部・修士・博士で 5.4 万人分（前年度比約 0.2 万人増）を予算措置
- ・ 私立大学は学部・院を合わせて 3.9 万人分（前年度比約 0.2 万人増）を予算措置

### ○ 予算額の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
国立大学	225 億円	254 億円	281 億円	294 億円
私立大学	49 億円	58 億円	70 億円	81 億円

### ○ 対象人数の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
国立大学	4.2 万人	4.8 万人	5.2 万人	5.4 万人
私立大学	3.3 万人	3.5 万人	3.7 万人	3.9 万人

## 3. 各法科大学院における独自の奨学金制度等

(A) 法科大学院生のみを対象とした独自の経済的支援制度を設けている法科大学院：60 校（約 82%）

- － うち給付型制度を設けている法科大学院：46 校（約 63%）
- － うち減免型制度を設けている法科大学院：21 校（約 29%）
- － うち貸与型（無利息）制度を設けている法科大学院：10 校（約 14%）
- － うち貸与型（有利息）制度を設けている法科大学院：3 校（約 4%）

(B) 上記以外に、法科大学院生も利用可能な経済的支援制度を設けている法科大学院：54 校（約 74%）

※上記は平成 25 年度実績（全 73 校）。

なお、少なくとも（A）又は（B）の一方に該当する法科大学院は 72 校（約 99%）。

## 各法科大学院における独自の奨学金制度等の例 (平成25年度)

対象者	選考条件	貸与等月額
<b>国立A大学</b> 入学定員 240名	①25年度4月入学者(10名) ②24年度からの継続者(次員募集含む)(15名)	給付 月80,000円
<b>私立B大学</b> 入学定員 230名	①入学試験優秀者(20名) ②原級留置者を除く全ての在学生 ③4名	①減免 標準授業料全額 ②給付 400,000円 ③給付 500,000円
<b>私立C大学</b> 入学定員 35名	①各学期の成績優秀者 ②人物、入試成績、経済 ③入学試験の成績優秀者 ④人物、入試成績 ⑤希望者全員(本学法科大学院が定める受給上限の範囲内) ⑥希望者全員(本学法科大学院が定める受給上限の範囲内)	①給付 半期30万円 ②給付 年額30万円 ③減免 年額100万円 ④給付 年間30万円 ⑤貸与(無利息) 月額5万円 ⑥貸与(有利息) 上記、貸与奨学金Iで足りない場合のみ、月額6,7,8,9,10万円から選択。なお、5万円までは無利子
<b>私立D大学</b> 入学定員 270名	①本研究科入学者選抜試験を受験し、かつ入学の意思がある者(20名上限) ②本研究科入学者選抜試験を受験し、かつ入学の意思がある者(150名上限) ③本研究科に前年度在籍し、第一種および第二種特別給付奨学金の非対象者 ④第一種～第三種特別給付奨学金の非対象者 ⑤法曹として将来活躍が期待される本研究科に在籍する学生(20名程度)	①給付 入学金を除く学費相当額(年間170万円) ②給付 入学金を除く学費相当額の半額(年間85万円) ③給付 学費相当額の半額(年間85万円) ④給付 私立大学等経常費補助金における各年度の交付基準に基づき、学校法人が別に定める金額(年間34万円 ※H24年度実績) ⑤給付 30万円
<b>私立E大学</b> 入学定員 30名	①入学試験の成績及び面接により選考し、奨学金を貸与。また、弁護士資格を取得し、法律事務所等で3年程度の実務経験を積んだ上で、弁護士過疎地域に3年間就任した場合は、決定により、貸与金の返還を免除。	①貸与(無利息) 学費相当額を限度として最短期間